

上野事務所ニュース

令和2年12月

千葉市中央区弁天2-14-3 TEL043-287-1497 FAX043-254-6641

E-mail uenojimusyosr2143.com

特定(産業別)最低賃金

10月より地域別最低賃金が更新されました。(千葉:925円、埼玉:928円、東京:1,013円)この地域別最低賃金とは別に、下記の産業又は業種には都道府県ごとに産業別の最低賃金が設けられています。この特定(産業別)最低賃金の一部が12月25日に更新されます。

千葉県の特定(産業別)最低賃金

	最低賃金
調味料製造業 (令和2年10月1日)	925円
鉄鋼業 (令和2年12月25日)	995円
はん用機械器具、生産用機械器具製造 (令和2年10月1日)	925円
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (令和2年12月25日)	954円
計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業 (令和2年10月1日)	925円
各種小売業 (令和2年10月1日)	925円
自動車(新車)小売業 (令和2年10月1日)	925円

なお、最低賃金からは、通勤手当、精皆勤手当、時間外割増賃金、その他臨時に支払われる手当等を除きます。産業の種類は、日本標準産業分類を基に区分されます。会社の産業分類がわからない場合にはお尋ねください。

退職者の社会保険の取扱いについて

12月中に退職する従業員の社会保険の取扱いは次のようになります。

①12月30日までに退職したが、最終勤務日までの給与を日割計算することなく、12月31日までの期間を全額支給する場合

⇒最終勤務日に関係なく、退職日は12月31日、社会保険資格喪失日は翌年1月1日です。したがって、社会保険料は12月分までかかります。また、12月に賞与の支払いがあった場合、賞与にかかる保険料も納める必要があります。

②12月30日までの退職で、最終勤務日までの給与を日割計算する者や、時給・日給者の場合

⇒最終勤務日が退職日となり、退職日の翌日が社会保険資格喪失日となります。

(例:12月20日退職であれば、社会保険資格喪失日は12月21日)

*この場合、社会保険料は11月分までとなり、また12月に支払われた賞与の保険料も控除しないこととなります。

ただし、上記2つは原則的な取り扱いです。具体的な退職日や社会保険に関する手続きについてはご相談ください。

健康保険証は退職日に返却していただくのが原則です。退職日以降、健康保険証は使えません。年内に国民健康保険の手続きができるようであれば、あらかじめ社会保険脱退証明書(社会保険資格喪失連絡票)を発行し、市町村の窓口を持参し手続きをしてもらうのが良いでしょう。役所の御用納めは12月28日です。

派遣事業に関する新型コロナウイルス特例

令和2年4月1日より、派遣労働者の同一労働同一賃金の実現に向けた改正労働者派遣法が施行されました。この改正

により、派遣労働者の待遇は、「派遣先均等・均衡方式」又は「労使協定方式」のどちらかの方式によって決定することが義務付けられています。

労使協定方式を選択する場合、毎年職業安定局長通達で示される一般賃金と同等以上になるよう、派遣労働者の賃金を決定します。この一般賃金について、令和3年度に適用される職業安定局長通達が10月に通知されました。また、新型コロナウイルス感染症によって事業活動が影響を受けている場合（事業所における売上が5%以上減少していることなど）には、労使で十分に議論し、協定を締結することにより、令和2年度の一般賃金を用いることができる特例を設けることが示されました。この特例を用いる場合の具体的な労使協定の内容や、添付書類については、今後公表される見込みです。

また、労働者派遣事業の許可更新時における財産的基礎要件（許可基準に定める基準資産額などの要件）についても、特例措置が設けられています。以下の①から③のすべてに該当する事業者が特例措置の対象となります。

- ①最近の事業年度における決算書等または最近の事業年度終了後の月次決算や中間決算当では財産的基礎要件が満たせないこと
- ②許可有効期間更新申請書の提出期限が、令和2年10月末日から令和4年3月末日までの間であること
- ③許可有効期間更新書の添付書類として提出する最近の事業年度における決算書等について、その最近の事業年度または所得税の確定申告の対象となる期間（以下「事業年度等」）に令和2年1月24日以降の日付が含まれること

この特例では許可更新時に添付が必要な財産的基礎要件の書類を、最近の事業年度の1つ前の事業年度の決算書等に代えることができます。ただし、この特例の適用を受ける場合には、更新申請書の提出時に「許可の有効期間の更新日の1年後ま

でに財産的基礎要件を満たすための事業計画」の提出が必要です。また、許可された有効期間の更新日の1年後までに財産的基礎を満たす必要があることから、「許可の有効期間の更新申請後に終了する事業年度等の決算書等」について、許可された有効期間の更新日の1年後から1か月以内の提出が求められています。

Q&A なぜなにどうして？

Q: 当社でも副業を認めることになりました。労働時間については、副業先と通算して考える必要があることは知っていましたが、休憩時間についてはどうすれば良いのでしょうか。副業先で3時間勤務したあとに当社で4時間の勤務をするようです。通算すると7時間の勤務になってしまうので、当社で45分の休憩時間を与えなければなりませんか？

A: 厚生労働省より今年9月1日付で「副業・兼業の場合における労働時間管理の解釈通達」が出されています。この通達において「休憩（法第34条）、休日（法第35条）、年次有給休暇（法第39条）については、労働時間に関する規定ではなく、その適用において自らの事業場における労働時間及び他の使用者の事業場における労働時間は通算されないこと」と示されており、他の事業場との労働時間を通算して休憩時間を与える必要はありませんので、ご質問のケースであれば休憩時間は不要です。

労働時間の通算については、通達で「自らの事業場における労働時間と労働者からの申告等により把握した他の使用者の事業場における労働時間とを通算すること」とされています。副業・兼業者の長時間労働や不規則な勤務による健康障害を防止するためにも、副業・兼業先での勤務内容、労働時間等を把握する仕組みを検討することが必要です。

冬季休業のお知らせ

上野事務所の本年の業務は
12月28日（月）まで
新年は1月5日（火）から
とさせていただきます。
今年も一年、ありがとうございました。